

令和5年8月吉日

「デビットカード取引規定」の改定のお知らせ

お客様各位

デビットカード取引における新スキーム（キャッシュアウト等）の導入に際し、「デビットカード取引規定」を令和5年8月23日付で改定することとしましたのでお知らせします。

改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客様にも適用されますので、あらかじめご了承ください。

なお、規定の全文につきましては、当金庫ホームページ「規定集」からご確認いただけます。

改正前	改正後
<p>第3章 公金納付</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p><u>(追加)</u> 機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます）<u>を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一または複数の金融機関（以下本章において「加盟機関銀行」といいます）と規約所定の公的加盟機関契約を締結した法人（以下「公的加盟機関」といいます）に対して、規約（削除）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます）の支払いのために、カードを提示した場合は、(追加) 規約に定める加盟機関銀行が (追加) 当該公的債務を支払うもの</u>とします。</p> <p>この場合に、<u>(追加)</u> 加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額 <u>(追加)</u> を支払う債務（以下「補償債務」といいます）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越およびカードローン契約にもとづいて発生する当座貸越を含みます）によって支払う取引（以下本章において「デビットカード</p>	<p>第3章 公金納付</p> <p>1. (適用範囲)</p> <p><u>利用者が、次の各号のうちいずれかの者（以下「公的加盟機関」といいます）に対して、</u>機構所定の公的加盟機関規約（以下本章において「規約」といいます）に定める公的加盟機関に対する公的債務（以下「公的債務」といいます）の支払い<u>を行う</u>ために、カードを提示した場合は、<u>第1号においては規約所定の加盟機関銀行が、第2号においては規約所定の決済代行機関が</u>当該公的債務を支払うものとし</p> <p>この場合、<u>利用者は、</u>加盟機関銀行に対して当該公的債務相当額 <u>(第2号においては加盟機関銀行が決済代行機関に対し負担する補償債務に係る費用相当額)</u> を支払う債務（以下「補償債務」といいます）を負担するものとし、当該補償債務を預金口座から預金の引落し（総合口座取引規定にもとづく当座貸越およびカードローン契約にもとづいて</p>

取引」といいます) については、この章の規定により取扱います。

(追加)

但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

(追加)

2. (準用規定等)

(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。

この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、(追加)「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

第4章 規定の変更等

(追加)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

発生する当座貸越を含みます) によって支払う取引 (以下本章において「デビットカード取引」といいます) については、この章の規定により取扱います。

① 規約を承認のうえ、規約所定の公的加盟機関として登録され、機構の会員である一又は複数の金融機関 (以下本章において「加盟機関銀行」といいます) と規約所定の公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。

但し、当該公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードが公的加盟機関で利用できない場合があります。

② 規約を承認のうえ、規約所定の決済代行機関と規約所定の間接公的加盟機関契約を締結した地方公共団体その他機構所定の機関。但し、規約所定の当該間接公的加盟機関契約の定めに基づき、当金庫のカードを、間接公的加盟機関で利用することができない場合があります。

2. (準用規定等)

(1) カードをデビットカード取引に利用することについては、第1章の第2条ないし第5条を準用するものとします。

この場合において、「加盟店」を「公的加盟機関」と、「直接加盟店」を「決済代行機関」と、「加盟店銀行」を「加盟機関銀行」と、「売買取引債務」を「補償債務」と読み替えるものとします。

第4章 規定の変更等

1. (規定の変更等)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

以上